

令和 6 年 3 月 27 日
子ども・若者部
保育認定・調整課

認可外保育施設における重大事故及び区の取り組みについて

1 主旨

令和 5 年 12 月 13 日、区内の認可外保育施設において、乳児が死亡する重大事故が発生した。

区は、この事故を重く受け止め、事故当日に当該施設を現地訪問するとともに、翌 14 日から複数回にわたり、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく立入調査を実施した。

当該乳児のご冥福をお祈りするとともに、二度とこのような事故が起こらないよう発生原因の分析や検証を行うこと、また、認可外保育施設に対する区としての指導監督・支援等について、今後の取り組みを報告する。なお、本件は警察捜査が継続中だが、早急な対応が必要であることから、立入調査等で把握した内容に基づき対応する。

2 事故内容

(1) 施設種別

認可外保育施設（ベビーホテル）

(2) 対象児童

生後 4 か月の乳児

※認可保育園非内定後、令和 5 年 11 月から月極契約で入園

(3) 発生日時

令和 5 年 12 月 13 日（水）15 時 15 分頃

(4) 発生当時の児童数及び職員配置

- ・児童数 0 歳 5 名、1 歳 3 名、2 歳 1 名 計 9 名
- ・職員数 施設長 1 名（保育資格有）、臨時職員 2 名 計 3 名

(5) 発生時の状況

- ・13 時 20 分から 13 時 50 分頃、職員が当該乳児に授乳し、ゲップをさせた。
- ・14 時頃、当該乳児を職員があやしていた。
- ・14 時 50 分頃から、施設長は当該施設の卒園児童送迎のため一時外出している中、職員が当該乳児を布団にうつぶせに下ろし、別の乳児の対応をした。
- ・15 時 15 分頃、施設長が施設に戻った際、異変に気付いた職員が施設長に伝

え、施設長が当該乳児を確認したが反応が無かった。

- ・施設長は救急通報し、当該乳児は病院に搬送されたが死亡が確認された。

(6) 当該施設状況

- ・近年、年度前半は0歳児含め月極契約の児童は少ないが、10月以降、特に0歳児が増える（0歳児の月極契約 令和5年7月0人、12月6人）。
- ・月極と一時の乳幼児を預かっており、個別の登園時間等、利用者のニーズに合わせた臨機応変な対応が求められている。
- ・施設長以外は短時間勤務の臨時職員で構成されており、当該施設での勤務実績が少ない方が多い。
- ・施設長はうつぶせ寝の危険性等の研修や指導を、職員に行っていない。

3 区の取り組み

(1) 認可外保育施設への緊急抜き打ち検査の実施結果

①概要

0歳児を受託している認可外保育施設に対し、睡眠時間帯に事前予告なく訪問し、睡眠時の取り組みを確認した。

②対象施設

0歳児を受託している認可外保育施設（47施設）

③実施期間

令和5年12月21日～令和6年2月16日

④主な検査項目

ア 乳幼児を仰向けに寝かせているか（うつぶせに寝かせていないか）。

イ 睡眠チェックの記録（睡眠チェック表）を作成しているか。

ウ 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。

エ シーツやタオル等は、布団・コット等に固定されているか。

オ 乳幼児の顔色がわかる程度の明るさが保たれているか。

カ 室内の温度及び湿度は適切か。

キ 睡眠中の乳幼児の周辺に、乳幼児が怪我をする恐れがある物品等がないか。

⑤結果

- ・検査項目ア・イに不備…… 1施設（指導対象となったのは1・2歳児）
- ・検査項目アに不備……… 1施設（指導対象となったのは2・3歳児）
- ・検査項目イに不備……… 1施設（指導対象となったのは2歳児）
- ・検査項目ウ～キに不備… 19施設
- ・指導項目なし……… 25施設

⑥対応

- ・検査項目に不備があった施設に対して改善指導を行った。
- ・検査項目ア・イに不備があった施設には後日複数回抜き打ち訪問し、改善を確認した。

(2) 指導監督体制の強化

指導監督権限に基づく立入調査と、保育の質の確保・向上を目的とした保育サポート訪問を、それぞれ年1回以上確実に実施し、現場の実情や抱えている課題を十分把握し、施設長や保育従事者に寄り添った指導助言等を行うとともに、0歳児を受託している認可外保育施設を中心とした睡眠時間帯の抜き打ち検査を、令和6年度以降も継続して実施する。

(3) 安全確保のための取り組み

①区内保育施設における睡眠時の安全管理徹底の周知

令和6年2月8日、区内の全保育施設に対し、本件事故概要と合わせ、睡眠時におけるうつぶせ寝の危険性及び窒息やSIDS等のリスク、事故防止及び事故発生時の対応などについて注意喚起を行うとともに、同内容を同日付で区ホームページに掲載した。

今後も国の対策強化月間等に合わせ、継続的に周知徹底を図る。

②保育の安全に関する通報受付

区ホームページで掲載している、区内保育施設における虐待（不適切な保育）等の通報について、その対象に睡眠時間帯のうつぶせ寝など、保育の安全に関する内容を加えた。

③安全に関する設備機器等の導入等に係る経費の補助

保育従事者による睡眠時の取り組みの補完として、区内保育施設に対し、安全に関する設備機器等（ベビーセンサー、見守りカメラ、AED、安全柵等）の導入等に係る経費の補助を実施する。実施にあたっては、有効な導入事例等を紹介し、各保育施設に対して積極的な活用を促す。

④区主催の救命救急講習の実施

認可外保育施設向けの講習（幼児安全法講習）として、心肺蘇生やAEDの使い方、子どもに起こりやすい事故の予防や身近なものを利用した応急手当などについて、日本赤十字社等の協力のもと、救命救急講習（定員40名/回）を実施する。

(4) 検証委員会の設置

すべての保育施設の子どもが、安全で安心して育つ環境を保障できるよう、児童福祉審議会保育部会に設置した検証委員会にて、事故の発生原因の分析と検証を行い、今年9月に報告書を策定するとともに、再発防止策と更なる保育の質の確保・向上に向け、具体的な取り組みを進める。